

## 緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきました。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えています。さらに、医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかつた事態が発生しました。

また、今後30年以内に高い確率で首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想されています。東日本大震災の際は、道路を塞ぐ震災瓦礫の撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題になりました。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきました。しかし、従来の法体系では限界があることが判明しました。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になり得ます。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題です。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにあります。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待しています。

よって、国会及び政府におかれては、緊急時における憲法の在り方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月27日

長岡市議会議長 松井一男

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国土強靭化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）